

議案第 58 号

議決第 号

始良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日

始良市長 湯元 敏浩

始良市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

始良市子ども医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ただし書を次のように改める。

ただし、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どものうち、市町村民税非課税世帯以外の世帯に属する者を除く。

第2条第3号アからエまでを削る。

第3条を次のように改める。

（助成対象者）

第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象子ども（始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第100号）に基づく医療費の助成を受ける者が現に監護する者（同条例の助成の対象となる者に限る。）及び始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第109号）に基づく医療費の助成を受ける者が現に養育する者を除く。）の保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。

第4条第2項中「市町村民税非課税世帯に属する」を削り、同条第3項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額」に改め、同項各号を削る。

第5条に次の2項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第100号）第4条の規定による受給資格者証の交付又は

始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第109号）第4条の規定による受給資格者の登録を受けている者のうち、第2条第3号に該当する者の保護者については、第1項の規定による登録を受けたものとみなす。

- 4 前項の場合において、登録を受けた者とみなされた者が、始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条の規定による受給資格者証の交付又は始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例第4条の規定による受給資格者の登録を新たに受けたときは、同項の規定によりみなした登録は、その効力を失う。

第7条中「書面」の次に「等」を加え、「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

第8条第2項中「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項（第3条第3項に限る。）の改正規定は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の始良市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に発行する受給資格者証について適用し、同日前の受給資格者証に係る取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の始良市子ども医療費助成に関する条例第7条に規定する被保険者証を保有している者は、施行日から令和7年12月1日までの間は、新たに資格確認書等の発行を受けることなく、当該被保険者証により引き続き病院等で医療給付を受けることができる。ただし、その者が当該期間内に個人番号カードに健康保険証として利用登録を完了した場合は、当該カードにより医療給付を受けることとする。

（始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正）

- 4 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(5) 始良市子ども医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第99号）に基づき医療費の助成を受けることができる者

第3条第3項第1号中「施行令第2条の4第7項」を「施行令第2条の4第6項」に改め、同項第2号及び第3号中「施行令第2条の4第8項」を「施行令第2条の4第7項」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 4 前条第2項の規定にかかわらず、始良市子ども医療費助成に関する条例第5条第3項の規定に基づき同条例の規定する受給資格者の登録を受けたものとみなされた者は、第1項の交付申請をすることができる。

(始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

- 5 始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「受けている者」の次に「及び始良市子ども医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第99号）に基づき医療費の助成を受けることができる者」を加える。

第4条に次の1項を加える。

- 3 第2条第2項の規定にかかわらず、始良市子ども医療費助成に関する条例第5条第3項の規定に基づき同条例の規定する受給資格者の登録を受けたものとみなされた者は、第1項の登録申請をすることができる。